

網走市番号発券システム導入及び運用業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

番号発券機を導入することにより、よりわかりやすいフロア案内に加え、受付順序を用件別に進捗管理して窓口での滞留を防ぎ、さらに来庁者が自らの受付・処理状況をリアルタイムで確認できるなどを基本とした体制を整え、すべての来庁者をあまねく丁寧かつ速やかに案内し、可能な限りお待ちいただくことなく用件を速やかに済ませていただけるよう整備するもの。

2 業務概要

- (1) 業務名 網走市番号発券システム導入及び運用業務
- (2) 業務内容 「網走市番号発券システム導入及び運用業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 当市が指定する場所（網走市役所本庁舎）
- (4) 履行期間 ①システム導入
契約締結日から令和7年2月24日まで
(網走市役所新庁舎開設日前日まで)
②システム運用保守、③WEB機能
令和7年2月25日から令和12年2月末日まで(予定)
- (5) 予算規模 本業務に係る委託料は、9,239,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

※この金額は事業の規模を示すものであり、契約時の予定額を示すものではありません。

※導入及び運用保守、WEB機能費用にかかる提案価格は上記の額を超えないこととします。

- (6) 担当部署 網走市役所 市民環境部 戸籍保険課 市民係
〒093-8555 北海道網走市南6条東4丁目
電 話：0152-67-5412
FAX：0152-45-3377
E-mail：ZUSR-SK-KOSEKI-SHIMIN@city.abashiri.hokkaido.jp

3 実施の公表

- (1) 公表方法 網走市役所掲示場及び網走市公式ウェブサイト
(<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/>) への掲載による。
- (2) 公表年月日 令和6年8月30日(金)

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和6年度網走市物品等競争入札参加資格者名簿に登録のある者
 - イ 本業務と同様の番号発券システム導入及び運用について、過去に地方公共団体への導入実績を有している者
- (3) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させるとともに、本業務を確実に遂行することができること。なお、「本業務に精通した者」とは、過去3年以内に、3件以上、本業務と同種の番号発券システム導入及び運用に関する担当者としての実績を持っている者とする。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(会社更生法の更生手続開始の決定、民事再生法の再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 公募の日から参加表明書提出の日までのいずれの日においても、網走市物品の調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

5 スケジュール

受託候補者の募集及び選定は、下記のスケジュールで行うものとする。

(※ただし、状況により変更する場合がある。)

内 容	日 程
公告	令和6年 8月30日(金)
質問受付期限(メールにより受付)	令和6年 9月 6日(金) 午後5時まで
質問回答日	令和6年 9月12日(木) 午後5時まで
参加表明書提出期限	令和6年 9月13日(金) 午後5時まで
参加資格確認結果通知	令和6年 9月20日(金)
企画提案書の提出期限	令和6年 9月30日(月) 午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年10月 4日(金)
審査結果通知	令和6年10月11日(金)
契約締結	令和6年10月上旬～中旬
システム稼働	令和7年 2月頃

6 公募型プロポーザル方式の中止等について

- (1) 緊急等やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを中止又は延期することがある。
- (2) 中止等のお知らせは、網走市公式ウェブサイトに掲載する。
- (3) 上記の場合においても、本プロポーザルに要した費用を当市に請求することはできない。

7 参加表明書の提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書（様式第1号） 1部
- イ 事業者概要（様式第2号もしくは所定の記載内容が確認できれば任意様式でも可）
1部
- ウ 地方公共団体への導入実績（様式第3号） 1部
- エ 配置する業務担当者等の他自治体における類似業務等の実績（様式第4号） 1部
- オ 本店所在地の市町村税（本店所在地が特別区の場合にあっては都税）に滞納がない
ことの証明書<提出日前3か月以内に発行されたもの> 1部
- カ 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書
(本店所在地の管轄の税務署が発行する「納税証明書その3の3様式（法人）又は

その3の2様式（個人）」＜提出日前3か月以内に発行されたもの＞ 1通
キ 履歴事項全部証明書（任意団体の場合は定款とする）＜提出日前3か月以内に発行されたもの＞ 1通

※なお、上記オ、カ及びキについては、網走市物品等競争入札参加資格者名簿に登録のある者にあつては、提出を省略することができるものとする。

（2）参加表明書等の提出方法

ア 提出期限 令和6年9月13日（金）午後5時 必着

イ 提出方法 郵送（提出期限内に必着とし、書留郵便等の到達が確認できる郵便とする。）により提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り直接持参による提出も可とする。

ウ 提出先 2の（6）に同じ

8 参加資格要件確認結果の通知

提出された参加表明書等の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果について令和6年9月20日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知を電子メールにて提出者宛に通知するものとする。

- （1）参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- （2）参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨、その理由、所定の期限までにその理由についての説明を求めることができる旨及びその方法等

9 質問及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和6年8月30日（金）から9月6日（金）午後5時までに、質問書（様式第5号）を電子メールにて担当部署あてに提出し、かつ電話により担当部署あてに提出した旨を連絡すること。

（なお、質問書の提出及び連絡は、上記提出期間内の土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

質問に対する回答は、令和6年9月12日（木）午後5時までに質問者あて電子メールで回答するほか、網走市公式ウェブサイト上に掲載する。この場合、質問者の事業所名や氏名は公表しないものとし、また回答書に記載した内容は実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

10 評価方法及び提出書類

参加資格が認められた参加者を対象に、企画提案書等の提出を求めるほか、企画提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング審査（以下「ヒアリング審査等」という。）を実施する。なお、ヒアリング審査等の実施日時及び会場については、参加者に別途通知するものとする。

（１）提出書類

全て PDF データとすること。

ア 企画提案書提出届（様式第 6 号）

イ 企画提案書（任意様式）

※別添の「網走市番号発券システム導入及び運用業務仕様書」及び「評価要領」に基づき作成すること。

ウ 参考見積書（様式第 7 号もしくは任意様式でも可）及び内訳書（任意様式）

※見積額の積算内訳として導入費、運用保守費、WEB 機能費を分けて提出すること

※運用保守費、WEB 機能費の期間は、令和 7 年 2 月 25 日～令和 12 年 2 月末日とし、月額を明確に記載すること

（２）提出期限 令和 6 年 9 月 30 日（月）午後 5 時 必着

（３）提出方法 電子メール（やむを得ない場合に限り、CD 又は DVD の郵送又は直接持参による提出も可とする。）

※受付確認後にメールで返信しますので、届かない場合は電話でご連絡ください。

（４）提出先 2 の（６）に同じ

（５）作成上の注意事項

ア 提出資料の用紙サイズは、A4 判に設定すること。

イ 企画提案は、1 企画提案者につき 1 つ限りとする。

ウ 企画提案内容の文書を補完するため、画像やイラスト等を用いることを可とする。

エ 審査の公平性を期すため、（１）イの企画提案書には、法人名及び法人名を推測できる表現を入れないこと。

オ 企画提案書等については、後述するヒアリング審査等における説明資料とする。

（６）ヒアリング審査等

企画提案書等に係るヒアリング審査等は、次により行うものとする。

ア ヒアリング審査等は、技術提案者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は 35 分（デモンストレーションを含むプレゼンテーション 20 分、質疑 15 分）とする。

イ ヒアリング審査等は、提出された企画提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配付等は認めないものとする。

ウ ヒアリング審査等では、パソコンの使用を可とするが、使用するパソコンは企画提案者が用意し、自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。（大型モニター、パソコンとモニターを接続する HDMI ケーブルは、市が用意する。）

エ ヒアリング審査等の説明者は、説明者及び補助者を合わせて3人以内とする。

オ 審査の公平性を期するため、プレゼンテーションにおいては法人名及び法人名を推測できる表現は使用しないこと。

カ ヒアリング審査等の順番は、参加者あてに別途通知する。

キ ヒアリング審査等を欠席した場合は、企画提案書等の審査、評価及び特定から除外する。

（7）審査方法

審査方法については、網走市番号発券システム導入及び運用業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるヒアリング審査等を経て、網走市番号発券システム導入及び運用業務委託に関する公募型プロポーザル評価要領に基づき、企画提案書等についての総合評価を行うものとする。（以下「評価結果」という。）

11 参加の辞退

参加表明書又は企画提案書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退したい場合は、あらかじめ当市が指定する日（参加資格要件確認結果通知<企画提案書の提出要請>の際に、期日を指定して通知する。）までに辞退届（様式第8号）を担当部署あてに持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）すること。

12 受託候補者等の選定、通知及び公表

（1）受託候補者等の選定方法

審査委員会は評価結果をもとに、合計得点が高い順に最優秀提案者（受託候補者）と優秀提案者（次点者）を選定する。なお、合計得点が同点となる者が2人以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定するものとする。

（2）審査結果の通知

最優秀提案者及び優秀提案者を選定した結果は、速やかに参加者全員に対し電子メールにより次の事項を通知するものとする。なお、審査結果に対する問い合わせ及び意義申し立ては、一切受け付けない。

ア 最優秀提案者及び優秀提案者

イ 評価点数（合計点のみ）

ウ 最優秀提案者にあつては、今後の契約手続きの旨

(3) 審査結果の公表

受託候補者等の選定結果は、網走市役所掲示場及び網走市公式ウェブサイト上において次の事項について公表するものとする。

ア 受託候補者等

(受託候補者及び次点者のみ公表とし、それ以外の参加者名は公表しない。)

イ 評価点数(合計点のみ)

ウ 受託候補者の特定理由

(4) その他

審査委員会の議事録及び各審査委員の採点結果は、公表しない。

13 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

発注者(市)は、受託候補者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

なお、企画提案時と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。また、受託候補者が次に掲げる事項に該当する場合には、次点者と協議を行い、協議が整った場合に次点者と契約を締結することとする。

ア 交渉が不調となった場合

イ 地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合

ウ その他の理由により契約ができなかった場合

(2) 契約保証金

要しない。

(3) 契約書作成の要否

作成を要する。

(4) 委託金額の支払条件

本業務完了(業務完成検査確認)後の一括払いとし、検査完了後に適法な請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(5) 再委託等の禁止

ア 本委託業務を一括して第三者に委託してはならない。

イ 本委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて発注者の承諾を得なければならない。

14 その他（失格事項等）

（１）次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 提出期限までに企画提案書が提出されない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

（２）本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

（３）提出書類の作成、提出及びヒアリング審査等の参加費用は、参加者の負担とする。

（４）提出された企画提案書等の著作権は、原則として参加者に帰属するものとする。

（５）提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用には供しない。

（６）提出された書類は、本プロポーザルの手続き及びこれに関連する事務処理において必要があるときは、複製する場合がある。

（７）市は、参加者から提出された書類について、網走市情報公開条例（平成 11 年条例第 29 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。